

平成30年新十津川町農業委員会

第 9 回（4月）会議録

招集月日	平成30年4月26日	14時00分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	平成30年4月26日	14時00分	
	閉 会	平成30年4月26日	15時00分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	出	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	後 木 満 男	事務局副主幹	西 井 ゆかり
事務局主幹	野 尻 成 三	事務局主査	欠席

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	報告第1号 賃貸借の合意解約通知報告について
	5	報告第2号 使用貸借の合意解約通知報告について
	6	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
	7	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	8	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（意見聴取）
	9	議案第4号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用 集積計画の決定について
	10	議案第5号 農業委員会事務の適正な事務処理に係る平成29年度の目標及び その達成に向けた活動計画の点検・評価（案）、平成30年度の 目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
	11	その他

開会宣告	議長	只今から第9回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第9回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第16番 続木 秀 則</p> <p>第 1 番 阪 口 徳 幸 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成30年3月30日～平成30年4月26日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きますして、日程第4報告第1号、賃貸借の合意解約通知報告について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	報告第1号 賃貸借の合意解約通知報告について
		農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知が別紙のとおりあった
		ので報告する。
		平成30年4月26日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
番号1について報告をします。		
番号 1 字〇〇地番全5筆、地目田、畑 民有地 合計面積42,320㎡、集積計画		
以上で報告を終わります。		
日程第5 報告第2号	議 長	続きますして、日程第5報告第2号、使用貸借の合意解約通知報告について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	報告第2号 使用貸借の合意解約通知報告について
		農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。
		平成30年4月26日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号1から2について報告をします。
番号 1 字〇〇 地番全1筆、地目畑 民有地 合計面積1,160㎡		
番号 2 字〇〇 地番全1筆、地目畑 民有地 合計面積1,488㎡		
以上で報告を終わります。		
日程第6 議案第1号	議 長	日程第6、議案第1号、農地の権利移動の許可申請について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
		農地法第3条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、可否について
		意見を求める。
		平成30年4月26日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号1 説明
		図面番号1をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目 畑 民有地 合計面積9,980㎡ 法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、貸主が農地の管理ができないために、借主に対し
		て賃貸借を行うものです。
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号	
には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。		
説明を終わります。		
以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	

日程第6 議案第1号	議 長	続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号2について説明をしてください。
	事務局	番号 2 説明
		函面番号2をご覧ください。
		字〇〇 地番全2筆 地目 畑 民有地 合計面積12,555㎡ 法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、貸主が農地の管理ができないために、借主に対し
		て賃貸借を行うものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号
		には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について説明をしてください。
	事務局	番号 3 説明
		函面番号3をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積1,520㎡ 法律関係 贈与
		こちらのにつきましては、用地測量の結果、〇〇氏耕作地の中に〇〇氏の所有地
		が発見されたため、所有権の移転を行うものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号
		には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。

日程第6 議案第1号	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
	委 員	なし。		
日程第7 議案第2号	議 長	それでは、議案第1号については決定をします。 続きまして、日程第7議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。		
	事務局	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、許可の可否について意見を求める。 平成30年4月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司		
		番号 1 説明 字〇〇 地番全1筆 地目 畑 民有地 合計面積1,160㎡ 5条転用 図面番号4をご覧ください。 こちらについては、別添資料のとおり、農家住宅の建築であります。 経営主の後継者が遠隔のため、耕作地の近隣に居住できるように、二世帯が同居できるように新築するものです。 農地の区分は、第1種農地であり、農業振興地域の除外手続きをしています。 計画の内容、資金等計画については問題がないものと思われまます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
		議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
		委 員	なし。	
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
			委 員	なし。
		議 長	討論なしと認めます。	
		議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
		委 員	なし。	
		議 長	議案第2号番号1については、提案のとおり決定します。 なお、北海道農業会議への意見聴取については、平成28年3月3日付け北海道農業会議第80回総会決定による、「農地法第4、5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取の対象から除外できるものに該当するため行いませんので、申し添えます。 続きまして、番号2の説明を求めます。	
			事務局	番号 2 説明 図面番号5をご覧ください。 字〇〇 地番全1筆 地目 畑 民有地 合計面積1,488㎡ 5条転用 こちらについては、別添資料のとおり、農家住宅の建築であります。 現在、経営主の後継者は2世帯での居住ですが、非常に手狭で使い勝手が悪く、今後とも耕作地に営農のため居住をするにあたり、後継者が農家住宅を新築するものです。 農地の区分は、第1種農地であり、農業振興地域の除外手続きをしています。

日程第7 議案第2号	事務局	計画の内容、資金等計画については問題がないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。	
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第8 議案第3号	議 長	議案第2号番号2については、提案のとおり決定します。 なお、北海道農業会議への意見聴取については、番号1と同様の理由により 行いませんので、申し添えます 続きまして、 日程第8議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、北海道農業 会議に意見を聴取するにあたり、許可の可否について意見を求める。 平成30年4月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号 1 説明 字〇〇 地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積26,157㎡ 一時転用 図面番号6をご覧ください。 こちらについては、別添資料のとおり、砂利採取に伴う一時転用です。 農地の区分は、第1種農地であり、農用地区域であります。 計画の内容、資金等計画については問題がないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議 長		説明を終わります。 質疑ございませんか。	
委 員		なし。	
議 長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委 員		なし。	
議 長		討論なしと認めます。	
議 長		これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員		なし。	
日程第9 議案第4号		議 長	議案第3号番号1については、提案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見 聴いたします。結果が可でありましたら、会長の専決により許可します。 続きまして、日程第9議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業

日程第9 議案第4号	議 長	に係る農用地利用集積計画の決定について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用 集積計画の決定について このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 新十津川町より決定依頼が別紙のようにあったので、委員会の意見を求める。	
		平成30年4月26日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号 1 説明	
		図面番号7をご覧ください。	
		番号1 字〇〇地番全5筆 地目 田、畑 民有地合計面積44,741㎡ 賃貸借 こちらについては、賃貸借案件となっています。	
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。	
		議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当委員、坂下委員より説明いたします。
		委 員	それでは、説明申し上げます。 後継者の経営移譲により、後継者と貸主が新たに契約を結ぶものです。 価格については、前回の契約と同額として決定をしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
			議 長
	委 員		なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
		委 員	なし。
		議 長	討論なしと認めます。
議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
	日程第10 議案第5号	委 員	なし。
		議 長	異議がないため、番号1については、提案のとおり決定しました。 続きまして、日程第10議案第5号農業委員会の適切な事務処理に係る平成29年 度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成30年度の目 標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明を申し上げます。
事務局	議案第5号、農業委員会の適切な事務処理に係る平成29年度の目標及びその達 成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向 けた活動計画（案）について このことについて、別紙のとおり策定し、別紙のとおり公表し、農業者 の意見を募集することについて、意見を求める。		
	平成30年4月26日 提出		
	新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司		

日程第9 議案第4号	事務局	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）	別紙様式2
		平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）	別紙様式1
		(別紙にそって説明)	
		平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、農業委員会で地域農業者からの要望や意見を受けて、対処内容を記載する箇所がございます。	
		ついては、地域農業者から要望や意見を集約する方法としまして、ホームページ公開をしまして、要望や意見を募るようにしたいと思います。	
		意見集約した後、対処内容を検討し、6月の総会において決定されたのちに、6月30日までの公開が求められているため、ホームページでの公表を行うこととします。	
	議長	以上で事務局からの説明を終わります。	
		質疑ございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	質疑なしと認めます。	
		続いて討論を行います。	
		討論はございませんか。	
委員	なし。		
議長	討論なしと認めます。		
	これから採決いたします。		
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。		
日程第11 その他	議長	議案第5号については、提案のとおり決定しました。	
		続きまして、日程第11、その他に入ります。	
		事務局から、何かありますか。	
	事務局	ありません。	
	議長	ないようですので、	
		以上、提案されました議案はすべて終了しました。	
それでは、本日の第9回農業委員会総会を閉じさせていただきます。			
		慎重なご審議ありがとうございました。	